

公調委平成17年（ゲ）第2号銚子市における汚水による土壤汚染被害等
原因裁定申請事件

裁 定

(当事者の表示省略)

主 文

申請人らの本件裁定申請をいずれも棄却する。

事実及び理由

第1 当事者の求める裁定

1 申請人ら

別紙物件目録記載の各土地における汚水の滞留及び土壤汚染は、被申請人の排水管理の不備によるものであるとの原因裁定を求める。

2 被申請人

申請人らの本件申請を棄却するとの裁定を求める。

第2 事案の概要

本件は、申請人らが、被申請人による道路側溝からの排水管の設置ないしその出口付近の排水の管理に不備があったため、生活排水や工場排水を含む汚水が申請人らの所有する土地に流入して、その土地を泥沼状態とし、土壤汚染を生じさせたと主張して、その因果関係について原因裁定を求めたものである。

1 前提事実（当事者間に争いのない事実）

（1）土地の所有関係

申請人A社は、平成9年1月28日、別紙物件目録1及び2記載の各土地を国（当時の大蔵省）から買い受けて、以来所有している。

申請人Cは別紙物件目録3，4，6，7及び8記載の各土地を、申請人Dは同目録5記載の土地をそれぞれ所有している。

（以下、別紙物件目録記載の各土地を各番号に対応させて「本件1の土地」等という。同目録記載の各土地を総称して「本件各土地」という。）

なお、被申請人は、平成12年3月14日、本件1の土地から分筆された〇〇〇町〇〇〇番〇〇〇及び同番〇〇〇の各土地並びに本件2の土地から分筆された同町〇〇〇番〇〇〇の土地を申請人A社から、本件3の土地から分筆された同町〇〇〇番〇〇〇の土地を申請人Cから、いずれも排水管設置のための用地として買い受けて以来所有している。

（2）本件各土地及びその周囲の状況

本件各土地は、千葉県銚子市の太平洋岸にある屏風ヶ浦の北に位置する比較的平らな丘陵地帯に自然に形成されたその地方で谷津地と呼ばれる谷の一つ（以下「本件谷津地」という。）の中に存在する。本件谷津地の深さは、両脇の山林の上部と本件3ないし8の各土地との高低差でいうと、おおむね20m程度であり、その谷底には、本件3ないし8の各土地を含め、幅員がおおむね10mから25m程度の細長く平坦な土地部分が存在し、以前には谷津田と呼ばれる水田として耕作されていたが、今日では耕作されておらず、葎等が生い茂っている。この平坦な土地部分の両外側は、主に山林となっている傾斜地である。本件谷津地には、その周辺の自然な土地の起伏の状況からして、周囲の土地から水が流れ込むようになって

おり、この平坦な土地部分を挟んでそれぞれ外側、山林等である傾斜地との間に水路（青道）が存在し、周囲の水や、本件谷津地に生じる湧き水が流れ込んでいる。本件谷津地は南北に長く、北に開けており、上記水路は北へ流れている。本件谷津地の南端に近接して国道126号が通っており、同国道の両側（本件谷津地を除く。）には住宅や店舗・工場などが散在している。

本件1及び2の各土地は、本件谷津地の南端の国道126号沿いからその谷底に向かう傾斜地であり、本件3ないし8の各土地は、上記のように谷底に細長く連なる平坦な土地部分（旧谷津田）のうちの一部である（別紙図面は、本件谷津地内の土地の位置関係を示した図である。）。本件各土地の地目は本件1の土地が山林、本件2の土地が雑種地、本件3ないし8の各土地が田であるが、平成9年ころ本件1の土地が埋め立てられたのを始めとして、今日までの間に、本件1ないし4の各土地は、申請人A社によって埋め立てられた。

なお、前記のとおり被申請人が申請人A社及び申請人Cから排水管設置のための用地として買い受けた土地も、平成15年1月又は2月に申請人らによって埋め立てられた。

（3）旧排水管の存在

申請人A社が本件1及び2の各土地を国から買い受けた当時、国道126号の北側脇の集水枡（以下「本件集水枡」という。）に接続して、本件1の土地から本件谷津地の方向に向けて下る排水管（以下「旧排水管」という。）が設けられており、その長さ等については争いがあるものの、本件集水枡に集まった排水（以下「本件排水」という。）がこの旧排水管を通じて本件谷津地の方向に向けて流されていたことについては争いがない。

(4) 平成9年交通安全施設整備工事

被申請人は、平成9年2月19日から同年7月20日までの工期で、交通安全施設整備工事として、国道126号の本件1の土地等に隣接する区域等において歩道の拡幅及びこれに伴う側溝の移設を行った（以下、この工事を「平成9年工事」という。）。

(5) 平成11年県単排水整備工事

被申請人は、平成11年1月30日から同年3月25日までの工期で、県単排水整備工事として、本件3の土地に浸透枡（以下「本件浸透枡」という。）を設置し、本件集水枡と本件浸透枡とを接続する仮排水管（長さ129m、直径600mm、合成樹脂製。以下「仮排水管」という。）を本件1、2及び4の各土地の地中に埋設し、本件浸透枡の側面から南東方向、〇〇〇町〇〇〇番〇〇〇の土地に向けて長さ4m程度の排水管（直径600mm、合成樹脂製）を設置する工事をした（以下、この工事を「平成11年工事」という。）。この工事により、旧排水管は廃止され、本件排水は、本件集水枡、仮排水管、本件浸透枡及びそこからの排水管を順次通じて本件谷津地に排出されるように措置された。

(6) 仮排水管による排水の終了

申請人らは、平成15年1月31日に仮排水管を破壊してその流れを塞いだため、被申請人は、本件集水枡から本件排水をポンプにより国道126号を挟んで本件谷津地の反対側（海の方）に放流するように措置した。この結果、平成15年1月末以降、本件排水は本件谷津地に流れ込んでいない。

(7) 本件排水の内容

遅くとも平成9年工事が行われてから、平成15年1月31日に仮排水管が破壊されるまでの間、本件排水には、近隣地域及び工場

からの生活排水，工場排水が含まれており，これが本件集水枡から旧排水管又は仮排水管を通じて本件谷津地に放流されていたことについては争いがない。

2 申請人らの主張

(1) 平成11年工事以前の状況

ア 平成9年工事

本件集水枡には，平成9年工事以前は，道路排水のみが流れ込んでおり，近隣地域の生活排水や工場排水は流れ込んでいなかったが，同工事によって，近隣地域の生活排水や工場排水も流れ込むようになったため，悪臭を放つ汚水が旧排水管を通じて大量に本件谷津地に流入するようになった。

イ 本件谷津地での本件排水の状況

(ア) 旧排水管の先端は青道（国有地）に接続されていなかった。

仮に被申請人の主張するとおり，旧排水管の先端に蓋なしのU字溝が接続されていたとしても，そのU字溝の末端は青道（おおむね本件4の土地の東側に位置する青道。以下「本件青道1」という。）に接続されていなかった。被申請人は，本件排水を漫然と申請人らの土地に排出していた。

(イ) 仮にU字溝の末端が本件青道1に接続されていたとしても，乙第10号証の図面によると，この青道は部分的なものであり，本件3の土地付近から始まり本件5の土地の南東側に沿って流れ下る青道（以下「本件青道2」という。）又は水路状の土地（以下「現況水路」という。）に接続していなかったことは明らかであるから，結局，本件排水は下流に連なる青道に接続される形で排出されてはいなかった。また，本件各土地周辺の青道は水路としての形状を失い，周囲の土地との区分が不明

確であったから、被申請人は、本件排水が本件各土地に流入することを認識していたことになる。

ウ 以上の事実によれば、旧排水管（及びU字溝）の設置管理を行っていた被申請人は、これらを適切に管理し、本件排水が本件各土地に流入する事態を改善する義務があったのに、これを怠ったため、本件各土地は本件排水によって汚染された。

（２）平成１１年工事について

ア 平成１１年工事实施の経緯

（ア）平成９年工事により、本件各土地に本件排水が流れ込むようになったため、申請人らは被申請人に抗議し、かつ、旧排水管からの水流を青道に繋げるための工事資材の提供を申し入れたが拒否された。

（イ）被申請人は、申請人らに無断で平成１１年工事を行った。申請人らは同工事の中止を申し入れたが被申請人は強行した。

「平成１０年１０月頃、被申請人が仮排水管の敷設工事を行うことで申請人らと合意に達し」とする被申請人主張事実は否認する。

イ 仮排水管からの放流先

本件浸透枡から本件排水を放流するために設置された排水管の先には、被申請人主張のような現況水路は存在せず、被申請人は、平成１１年工事により、この排水管から本件排水が垂れ流しになる状態を作出した。仮に現況水路が存在していたとしても、その先にある青道は、他の土地との区別がつかない状態であり、本件排水は、青道以外の土地にも流れる状態であった。

その結果、大量の汚水が本件各土地に流入し続けたため、本件各土地のすべてが泥沼状態になった。

以上のとおり、被申請人が仮排水管を設置した行為は、本件排水が本件各土地に流入することのないよう適切に排水管を設置管理すべき義務を果たすものではなく、依然として被申請人の不法行為は継続したままであった。

(3) 本件排水による被害

ア 公害の状況

本件3の土地における水について見ると、生物化学的酸素要求量(BOD)が著しく高く、また、アンモニア性窒素含有量(NH₄-N)で定量下限値を超える数値が出ている。

このような状況からすると、汚水が滞留する一帯の土壤が汚染されていることは明らかであり、汚泥の除去が必要である。

また、本件各土地周辺には、本件排水や汚染された土壤などから発生すると思われる悪臭が漂い、特に夏の暑い時期には甚だしい。

イ 耕作等の被害

本件各土地に生活排水や工場排水を含む排水が流れ込むようになるまでは、本件各土地は耕作等に利用されていたが、水稻の生育に適さない本件排水の流入及び滞留により、その利用は阻害され、将来の耕作の可能性も奪われることになった。また、泥沼状態になった本件各土地から悪臭が発散し、近隣住民にとっては環境問題となっている。本件各土地の汚泥中に環境基準を上回る危険物質が混入しているときは汚泥除去をしなければならない。

以上により、本件原因裁定申請時点で、申請人らにはそれぞれ次のような損害が生じている。

① 申請人A社

本件1及び2の各土地は国道沿いの土地であり、9年分の賃

料相当額 3,240 万円（約 3 反×120 万円×9 年）の損害を受けた。

F の土地（〇〇〇町〇〇〇番）を代金 25 万円で買い取ったが、それまでの賠償金 16 万円（4 俵×2 万円×2 年）を支払った。

② 申請人 C

本件 3, 4 及び 6 の各土地について 9 年分の収穫相当額 324 万円（18 俵×2 万円×9 年）の損害を受けた。

③ 申請人 D

本件 5 の土地について 9 年分の収穫相当額 198 万円（11 俵×2 万円×9 年）の損害を受けた。

④ 申請人各人

本件各土地の土地改良のための費用は、膨大な金額となる。

(4) 結論

以上のとおり、被申請人による平成 9 年工事、平成 11 年工事及びこれらの工事に関連する本件集水枡からの排水管（及び U 字溝）の設置管理の不備によって、本件各土地に生活排水と工場排水を含む水が流入するようになって、本件各土地は泥沼状態になり、汚染されて、悪臭が漂うようになった結果、申請人らは本件各土地を耕作等に利用することができなくなった。また、汚泥中に環境基準を上回る危険物質が混入しているときは汚泥除去をしなければならなくなった。しかるに、被申請人は、その因果関係を争っている。

よって、申請人らは、その因果関係について、原因裁定を求める。

3 被申請人の主張

(1) 平成 11 年工事以前の状況

ア 平成9年工事

平成9年工事により本件集水枡に生活排水や工場排水が流れ込むようになったとする申請人らの主張事実は否認する。

平成9年工事を行う前から、本件集水枡に集められた近隣地域の住宅地及び工場からの生活排水、工場排水を含む排水が旧排水管及びU字溝を流れていたものであり、同工事は、国道126号の歩道を拡幅し、これに伴い移設した側溝と本件集水枡とを接続する工事及び本件集水枡の嵩上げを行ったのもので、同工事により本件集水枡への集水区域に変更はなかった。

イ 本件谷津地での本件排水の状況

(ア) 昭和50年代から、すなわち申請人A社が国から本件1及び2の各土地を買い受ける以前から、本件集水枡には旧排水管が接続されており、旧排水管の先にはコンクリート製の蓋なしのU字溝が設けられていた。U字溝の末端のおおよその位置は、乙第10号証の赤色破線で示されている線の途中、地番が「〇〇-〇」と記載されている付近であった。

本件1及び2の各土地の直下には本件青道1があり、U字溝の末端から本件青道1までは現況水路があつて、本件排水はこの現況水路を経て本件青道1に流れ込んでいたのであつて、少なくとも本件集水枡からの本件排水が漫然と私人の土地に向けて排出されていたなどということはない。

申請人らは、平成元年以降順次本件各土地を購入しているが、申請人らは、本件1の土地に本件排水が流入していることを承知の上で同土地を買い受けたものである。なお、平成9年工事発注後の同年2月末ごろ、銚子土木事務所職員であるGが、工事現場付近で見かけた申請人Cに、道路排水をこのまま

継続して排水させてほしいと要請したのに対し、同人は、以前からここに流れていたものであるからこのままでよいと答えている。

なお、本件排水は、申請人らが平成9年に本件1の土地を残土等で埋め立ててから平成11年工事により被申請人が仮排水管を設置するまでの間は、U字溝の末端から申請人らの埋立てで生じた法面の法尻を伝わり、その先の本件青道1、更にその先の現況水路を経て、本件青道2へと流下していた。

(イ) 被申請人が本件各土地に本件排水が流入することを認識していたとする申請人らの主張事実は否認する。

被申請人の主張は、本件谷津地の水田の耕作が放棄されるようになるに従い、その両側の青道（素堀りの水路）は、流入する土砂の堆積等によりその形状が失われ、また、畦畔の形状も次第に失われて、水田と青道との区分が不明確になり、降雨量が多いときなどには、本件排水や周辺の残土埋立地等から流入する水量も増加するので、そうした場合には水が青道から溢れたこともあることを指摘したものに他ならず、被申請人が本件各土地に本件排水が流入することを認識していたことを意味しない。

(ウ) 被申請人は、旧排水管等の設置管理を適切に管理しており、その義務を怠ったとする申請人らの主張は争う。

(2) 平成11年工事について

ア 平成11年工事实施の経緯

(ア) 申請人A社は、平成9年2月ごろから建設残土により本件1の土地の埋立てを開始しており、申請人Cから被申請人に対し、旧排水管が申請人A社の埋立工事の支障になるとして、旧

排水管の敷設替え工事の申入れがなされたため、平成10年10月ごろ、被申請人が仮排水管の敷設工事を行うことで合意に達した。

なお、仮排水管の設置は、申請人らによる埋立工事が継続する間の暫定的な措置であり、最終的には被申請人が申請人A社及び申請人Cから排水管の埋設用地を買い上げ、そこに排水管を埋設することとなり、前記1(1)のとおり平成12年3月14日に4筆の土地を買い受けている。

(イ) 申請人らは、仮排水管を本件1の土地の地中に設置すること、本件3の土地に本件浸透枡を設置すること、本件浸透枡から本件青道2の方向に本件排水を放流することについて、当時いずれも同意しており、特に本件浸透枡からの放流先については、放流先とされる土地が何年も利用されていない土地だったので、どの方向でも良い旨言っていた。

イ 仮排水管からの放流先

本件浸透枡の側面には、〇〇〇町〇〇〇番〇の土地に向けて合成樹脂製の排水管が接続されており、本件排水は、この排水管から同土地及び同町〇〇〇番の土地の現況水路を経て、本件青道2に流入し、下流へと自然流下していた。

なお、被申請人が本件浸透枡の先の土地の現況を確認せず、極めてずさんな排水処理を行ったなどと主張することは、仮排水管の設置が申請人らの要望に基づき、同人らの合意の下で行われたことやその後の経過等の事情を無視しており、信義則に反し許されない。

本件各土地周辺の青道が他の土地と区別がつかない状態となったのは、前記(1)イ(イ)のとおり、本件谷津地の水田での耕

作が放棄された結果である。

以上のとおりであるから、被申請人が本件排水が本件各土地に流入することのないよう適切に排水管を設置管理すべき義務を怠ったとする申請人らの主張については争う。被申請人は、申請人らの同意の下に仮排水管、本件浸透枘等を設置し、現況水路に接続しているから、適切に排水管を設置・管理していたものである。

(3) 本件排水による被害

ア 公害の有無

本件排水の本件谷津地への放流が中止された後である平成15年2月から本件原因裁定申請が提起された平成17年5月までの間に、銚子市では4,237mmの降雨量が観測されていることからすれば、申請人らが現在本件各土地に滞留していると主張する水は、仮排水管を通じて本件谷津地の青道に排出されていた当時の水ではない。

申請人Cが述べているとおり、現在、本件各土地が湿地状を呈しているのは、平成15年1月まで流入していた本件排水のためではなくて、「根水」によるものと考えられる。

本件各土地の臭気は、有機肥料の臭気又は有機肥料に触れて流入してくる畑からの流入水等の臭気と考えられる。

また、申請人らは、本件排水は千葉県農業試験場が示す農業用水基準「水稻の生育に対する水質汚濁の許容濃度の目安」の数値を超える汚染された排水であり、本件排水により本件各土地が汚染され、耕作ができないという被害を受けている旨主張するが、申請人らが本件各土地で耕作をしていたかどうかについては後記イのとおりであり、本件各土地を建設残土により埋め立てること

を企図し、実際に一部の埋立てを行い、申請人A社から出る排水の排水場所とするために本件各土地を買収したという申請人らが、その後に本件各土地を耕作するなどということは到底考えられない。したがって、申請人らの上記の主張は、失当である。

イ 耕作の有無

本件3ないし8の各土地は、かつては水田として耕作されていたが、10数年前からは耕作されておらず、現在では葎等の雑草の繁茂が著しく未利用地として放置されている土地である。大型機械による農作業も困難であるから、耕作が再開される可能性は極めて低い。

なお、申請人らは、本件3ないし6の各土地を、耕作するためではなく、申請人A社からの排水場所とするために取得したものである。

第3 裁定委員会の判断

1 本件申請に係る損害について

申請人らは、本件申請に係る損害として、平成9年工事あるいは平成11年工事等の結果、本件排水が本件各土地に流入してその土壌が汚染されたことにより、本件各土地は、耕作ができなくなるなど利用が阻害され、また、土壌改良を必要とする状態に至ったから、利用阻害による逸失利益と土壌改良費相当の損害を受けたと主張する。これに対し、被申請人は、土壌汚染が生じたとする事実を争うほか、本件各土地は現在まで申請人らが耕作したことはなく、現在も葎等が繁茂したまま放置された土地であるから、申請人らには損害が生じていないと主張する。そこで、まず、これらの点について検討することとする。

(1) 土壌汚染の有無

ア 申請人らは、本件排水により本件各土地に土壤汚染が生じたことを裏付ける事実として、次の①ないし③の各事実を指摘しているが、①の事実は甲第2号証の2及び第3号証の3、②の事実は乙第22号証、③の事実は審問の全趣旨から、それぞれ認められる。

① 平成17年9月17日に本件3の土地で採取した水の水質は、生物化学的酸素要求量（BOD）が34mg/L、アンモニア性窒素含有量（NH₄-N）が4.3mg/Lであり、これらの値は、いずれも千葉県農業試験場が示す農業用水基準「水稻の生育に対する水質汚濁の許容濃度の目安」である生物化学的酸素要求量（BOD）につき5ないし8mg/L以下、アンモニア性窒素含有量（NH₄-N）につき3mg/L以下という各数値を上回っていること。

なお、被申請人は、甲第2号証の2の作成者であるH社の水の採取場所を争うが、成立に争いのない甲第8号証の写真1ないし3によれば、上記のとおり、この水は本件3の土地又は同土地付近で採取したものであったと認められる（甲第2号証の1の土壤についても同様。）。

② 平成14年5月22日に本件集水枡で採取した水の水質は、生物化学的酸素要求量（BOD）が270mg/Lであり、上記農業用水基準の数十倍の数値であったこと。

③ 本件各土地周辺では、本件排水や汚染された土壤などから発生すると思われる悪臭が漂っていること。

イ 上記②の水質検査結果が示す生物化学的酸素要求量（BOD）の値によれば、本件排水は、申請人らが主張するように、水稻耕作に適さないものであったことが認められる。

ウ しかし、上記①の水質については、前記第2の1(6)のとおり、平成15年1月末以降、本件排水は本件谷津地に流れ込んでおらず、その後の銚子市での降水量は、平成15年2月から平成17年4月までに限って見ても、合計4,000mmを超えており(乙第29号証の1ないし3)、本件谷津地でもほぼ同様の降水があったと推認され、また、本件各土地を含む本件谷津地の谷底には、その地形からして、周囲の傾斜地等に降った雨等の降水も、相当な量が地表や地中を経由して集中し、流入したことが推測される。ところ、甲第2号証の2の水質検査の検体とされた水が採取された場所は、まさにそのような谷底に位置するから、仮に平成15年1月末以降に本件排水又はその影響を受けた水や土壌が本件谷津地に残存していたとしても、それらは、その後、幾度となく雨水や湧き水による希釈ないし洗滌と流下にさらされてきたと考えられ、したがって、上記検体採取時に存在した水の水質が本件排水に影響を受けたものと推測することはできない。

のみならず、上記①の水質の検査結果(甲第2号証の2)は、生物化学的酸素要求量(BOD)の値とアンモニア性窒素含有量(NH₄-N)の値から、いずれも有機物量が豊富であること(富栄養)を示すのみであって、他に問題とすべき点は認められないところ、一般に生活排水、工場排水に含まれるような有機物は微生物によって分解されやすいとする一般的知見と、本件排水の流入が止んでからその検体採取時までの経過期間(2年7か月余)とを併せ考えれば、本件排水に含まれていた有機物が上記①の検体採取時まで残存していたとは考えにくく、その点から見ても、その水質検査結果が本件排水の影響を受けたものと推測することはできない。

また、以上と同様の理由（平成15年1月末以降の降水量等と有機物の分解性）から、上記②の平成14年当時の水質検査結果が示す本件排水の水質が、現在の本件谷津地に影響を及ぼしていると推測することはできない。

次に、上記③の事実については、その臭気がどのような原因物質によるものであるか特定されておらず、本件排水との関連性を示す証拠はないし、上記のとおり本件排水の影響が現在も本件谷津地に残存しているとは考えられないことからすると、上記③の事実が、本件排水により生じていることを窺わせるものと認めることはできない。

申請人らは、本件排水の汚染の影響が現在も本件各土地に残存している機序として、工場排水や生活排水に含まれる界面活性剤が、水を有機物や油と混合してヘドロ化させ、水の流出や地下への浸透を阻害する性質を有していることから、長期にわたって本件排水の汚染を流入場所に維持させていると主張するが、このような機序が実際に本件谷津地で生じていることを裏付ける証拠は全く存在せず、むしろ、当時から代表的な界面活性剤であったLASの性状（特にその分解性）に関する一般的知見と本件排水の流入が止んでからの経過年数にかんがみると、このような機序は生じにくいと考えられるから、申請人らのこの主張を採用することはできず、他に、上記の認定を左右する証拠はない。

なお、上記①と同じ日に本件浸透枡付近で採取した土壌（甲第8号証の写真4ないし6）についてH社が検査した結果（甲第2号証の1）によれば、すべての測定項目で「土壌の汚染に係る環境基準」（平成3年環境庁告示第46号）に所定の数値を下回っており、いわゆる土壌汚染が生じていると認めることはできず、

他に、本件各土地で土壌汚染が過去に生じていたとか、現在生じているとの事実を窺わせる証拠はない。

エ 以上の認定によれば、本件排水は、本件谷津地で水稲耕作が行われていたならば、本件排水が本件谷津地に流れ込んでいた平成15年1月末ころ又はそのしばらく後までは、水稲耕作に影響を及ぼす可能性のある水質であったと認められるものの、その影響が現在まで本件谷津地に残存しているとまでは認めることはできず、また、それ以外に、本件排水の水質によって本件谷津地が悪影響を受けたとの事実は認めることができない。

(2) 本件各土地の利用状況

申請人らは、本件各土地に生活排水、工場排水が流れ込むようになるまでは、本件各土地を耕作等に利用していたが、本件排水の流入によりその利用が阻害されたと主張する。

ア しかし、申請人C本人は、申請人ら代理人からの主尋問に対して、本件各土地（本件1及び2の各土地を除く。）を「平成8年まで耕作していた」と述べながら、当裁定委員会からの補充尋問に対しては、記憶は定かでないものの、平成4年ころまで2年間耕作していたような気がする」と述べるにとどまり、この点についての供述内容は全体として曖昧であるのみならず、申請人らが、本件各土地を耕作等に利用していた事実を裏付ける客観的な証拠は全く存しない。

イ むしろ、申請人らが耕作被害を主張する本件3ないし6の各土地についてみると、本件3ないし5の各土地については、平成元年1月5日撮影の航空写真（乙第3号証の1，第28号証の1）において、本件6の土地については平成5年1月22日撮影の航空写真（乙第26号証，第28号証の2）において、それぞれ耕

作がなされていないために生じたと考えられる植生の存在が認められ、これらの撮影日より相当前に耕作が行われなくなったことが推認され、これらの撮影日以降に撮影された航空写真でも同様であって、その後も耕作等に利用されていないばかりか、田としての管理もされずに放置され、雑草等が繁茂したことが推認され、この推認を妨げる証拠はない。そして、閉鎖登記簿謄本（乙第48号証の1ないし4）によれば、本件3及び4の各土地については平成元年4月に申請人Cが、本件5の土地については平成6年11月に申請人Dが、本件6の土地については平成4年3月に申請人Cが、それぞれ買い受けたことが認められ、それ以前に申請人らがこれらの土地の利用権原を取得していた事実も窺われない。

以上の認定事実に照らすと、申請人らがこれらの土地で耕作をしたことがあると認めることはできず、むしろ、少なくとも平成5年以降はいずれの土地も耕作しておらず、雑草等が繁茂するにまかせていたことが認められる。

ウ また、申請人らが耕作被害を主張する土地以外の土地で、その地目が田である本件7及び8の各土地について見ても、本件7の土地は平成3年1月7日撮影の航空写真（乙第9号証の2）において、本件8の土地は平成5年1月22日撮影の航空写真（乙第26号証、第28号証の2）において、それぞれ耕作がなされていないために生じたと考えられる植生の存在が認められ、これらの撮影日以降に撮影された航空写真でも同様であり、申請人Cがこれらを買受けたのが平成元年8月であること（乙第48号証の5及び6）や前記アの証拠状況等にも照らすと、前記イと同様に、申請人らがこれらの土地を耕作したことがあると認めること

はできず、むしろ、少なくとも平成5年以降はいずれの土地も耕作しておらず、雑草等が繁茂するにまかせていたことが認められる。

エ 次に、本件1及び2の各土地については、申請人らは具体的な利用の可能性を主張していないが、これらは前記のとおり本件谷津地内の傾斜地であり、後記認定のとおり、申請人らは申請人A社がこれらを平成9年1月に取得して間もなく埋立てに着手したのであって、他にこれらを利用したり利用しようとした事実を窺わせる証拠はない。

(3) 以上(1)及び(2)の認定事実を総合すれば、平成15年1月末に仮排水管が破壊されるまで本件谷津地に流入していた本件排水は、水稻耕作に適さない水質であったと認められるが、申請人らが損害発生の始期として主張する平成9年より相当以前から(本件1及び2の各土地については、申請人A社が平成9年1月にこれらを買って受けてから)今日まで、本件各土地は容易に耕作その他の目的に利用し得ない状態のままであり、申請人らがその状態を解消してこれらを利用しようとした事実も窺われず、また、現在、本件各土地に、本件排水に起因する汚染その他の利用を阻害する状況が生じているとも認められない。

そうすると、申請人らが主張する本件各土地を利用できなかったことによる逸失利益や土壌改良費などに相当する損害が生じていると認めることはできない。

なお、申請人らは、本件各土地のほかに〇〇〇町〇〇〇番の土地についての損害を主張しているが、その主張に沿う事実関係を認めるに足りる証拠が存しないばかりでなく、申請人A社がFに対し損害賠償すべきものとする理由も明らかでない。

(4) 以上のとおり、申請人ら主張のような損害が生じた事実は認められないから、本件申請は、その余の点について判断するまでもなく失当というべきである。

2 本件排水の流入に係る被申請人の関与について

上記1のとおり、申請人らが主張するような損害の発生を認めることはできず、本件申請には理由がないが、本件では、本件各土地に本件排水が流入したこと自体について、これが被申請人の行為（作為又は不作為）によるものであるかどうかに関し、当事者間で主張がなされてきたことにかんがみ、念のため、この点について以下に判断する。

(1) 平成11年工事以前について

申請人らは、平成9年工事により、生活排水や工場排水が本件集水枡に流入するようになり、旧排水管などを通じて本件谷津地に流入するようになったこと、平成11年工事が行われるまで存在した旧排水管又はその先に接続されたU字溝の末端は、本件青道1に接続されておらず、この青道も途切れていたり、水路としての形状を失っていたこと、以上の結果、生活排水や工場排水を含む本件排水は、本件各土地にも流れ込むようになったから、被申請人は、旧排水管（及びU字溝）の設置管理者の義務として、このような事態を改善すべきであったと主張する。

ア そこで、まず、旧排水管から先の本件排水に係る水流の状況について検討するに、I及びGの各陳述書（乙第40号証の1、第41号証の1）によれば、旧排水管の先にはU字溝が接続されていたことが認められるが、そのU字溝の末端の水流がどのようなであったか、U字溝が直近の青道、すなわち本件青道1まで接続されていたかどうかを明らかにするに足りる証拠はない。なお、乙

第7号証の1によれば、本件青道1は、その先の本件青道2と繋がっていないところがあること、審問の全趣旨によれば、本件各土地周辺の青道は、水路としての形状を相当程度失って、旧谷津田の部分との区別がつきにくい状態となって久しいことが認められ、以上の事実によれば、本件排水に係る水は、常時又は増水時に、本件1及び2の各土地の一部や本件3ないし8の各土地の相当部分に流れ込んでいたことが推認され、これを覆す証拠はない。

イ しかし、平成9年工事によって本件集水枡に生活排水や工場排水が流れ込むようになったとする申請人ら主張の事実については、申請人ら提出の証拠は、いずれも平成9年工事以前に生活排水や工場排水等と区分して他の場所へ流すための施設が存したことや同工事の内容について集水区域の変更があった事実を裏付けるに足りるものではなく、結局、平成9年工事に際し、被申請人が本件排水の流量や水質に変化が生じる原因となるような工事その他の措置を実施したことまで認めることはできない。むしろ、以上認定の事実からすれば、同工事の以前と以後とで変わりなく、本件集水枡には、生活排水や工場排水が流入していたものと推認される。

ウ このように、平成9年工事以前から生活排水や工場排水を含む本件排水が、本件集水枡に流入し、本件谷津地に流下していたとすると、次に、その事実と前記アに認定した状況とを前提として、被申請人が、旧排水管の設置管理者として、前記アに認定した状況について、何らかの改善措置を講じるべきであったか否かが問題となる。

この点に関連して、Gの陳述書（乙第41号証の1）は、同人

が平成9年工事施行中の同年2月ころ、現場付近で見かけた申請人Cに対し、法尻の排水の状況を見ながら、「現在、道路排水としてここで流末となっているがそのまま継続して排水させてほしい」旨を説明したところ、同申請人が「以前からここに流れていたものなので仕方がないだろう。このままでいいよ」と、快く了解をしたとしているが、そうした重要なやりとりの趣旨を反映する文書（同意書等）が作成されているわけでもなく、申請人らが、旧排水管及びU字溝の設置やその先の放流経路について同意をしていたとまで認めることはできない。

しかしながら、申請人らが本件各土地を取得したのは、前示のとおり平成元年以降であるところ、審問の全趣旨によれば、正確な時期は不明であるが、それより相当以前（被申請人の主張によれば昭和50年代）に本件集水枡、旧排水管及びU字溝が設置され、これら旧排水管等の施設は、近隣地域や国道の側溝を經由して集まって来る雨水、生活排水及び工場排水を含む本件排水を本件谷津地に流下させてきたと認められる上、他方、乙第7号証の3によれば、その集水範囲（流域）には、旧排水管等の施設に代替し得る河川等が存在したとは認められないことからすると、旧排水管等の施設は、事実上、河川等に代替するような公共的役割を果たしてきたと推認されるのである。そして、これらの事実ないし事情は、前示のとおり、申請人らが、本件各土地を取得した当時において、現地の状況などから容易に認識し得たはずであること、その後、申請人らは本件各土地を耕作等に利用したりした形跡もないこと、及び本件排水が本件各土地に流入することで申請人らに放置できないような損害が生じていたとは考えられないことに照らせば、地方自治体の政治的責務としての議論はさてお

き、被申請人が申請人らに対し、私法上の義務として上記アのような状況を改善すべき義務を負担していたとは到底断ずることはできず、他にこのような義務を肯認するに足りる事実ないし事情は認められない。

エ 以上によれば、被申請人が旧排水管等の施設の設置管理者として、これらの施設ないしその先の水流について改善措置を講じるべきであったとする申請人らの上記主張は、採用することができない。

(2) 平成11年工事について

申請人らは、被申請人が申請人らに無断で平成11年工事を行ったこと、同工事で設けられた本件浸透枡からの放流先は現況水路に接続されておらず、被申請人は本件排水が本件各土地に垂れ流しになる状態を作出したこと、乙第11号証の同意書（以下「本件同意書」という。）は、申請人Cが地元の暴力団事務所に呼ばれ、その場で銚子市職員らと話し合いをした後に署名捺印したもので、真意によるものでなく無効であること、仮にそうでないとしても、その文面からすれば、本件3の土地に本件浸透枡を設置することや本件浸透枡から〇〇〇町〇〇〇番〇〇〇の土地方向に放流することまで認めたものではないこと、したがって、被申請人としては、仮排水管を設置する際には、本件浸透枡の側面に設けられた排水管から排出される本件排水が本件各土地に流入することのないように適切な措置を講じるべき義務があったのに、その義務を怠り、その結果、本件排水が本件各土地に流入したと主張する。これに対し、被申請人は、平成11年工事の内容は申請人らの同意を得ていたこと、したがって、本件排水が本件各土地に流入したとしても被申請人には何ら責任がないこと等を主張の上、反論する。

ア そこで、まず、仮排水管の先に設置された本件浸透枡の側面に設けられた排水管の放流先の状況についてみると、甲第1号証、乙第34号証の1及び参考人Iの供述から、この排水管の放流先が現況水路に接続されていたという事実を認めることはできない。

イ 次に、平成11年工事について申請人らの同意があったか否かについて検討するに、参考人I及び同人の陳述書（乙第35号証の1、第40号証の1）によれば、次の事実が認められる。

① 申請人A社が、平成9年1月に本件1及び2の各土地を取得して間もなく、申請人Cは、これらの土地の埋立てを開始したが、その後、旧排水管とU字溝の存在がその埋立ての障害になることを理由に、銚子土木事務所に対しこれらの施設を何とかして欲しいと申し入れ、さらに、平成10年10月ころまでには、これらの施設の移設を申し入れるようになった。

② そのころ、銚子土木事務所としては、これらの施設が申請人らの所有地に存在する状態を解消するため、排水管設置のための用地を取得して本格的な排水管（本設管）を設置することを計画していたが、申請人Cの上記希望が強かったため、その希望に応じて、上記本設管設置までの暫定的な排水管として、仮排水管を設置する工事（平成11年工事）の実施を決めた。

その工事の内容は、参考人Iらが、申請人Cと数回にわたり話し合っただけだったが、その話合いの中で、同申請人は、本件浸透枡から本件排水を排出する方向について、「今まで何年も使い物にならない土地なので、排水はそのまま流して良い。放流方向はどこでも良い」と述べていた。

③ このように、平成11年工事は、銚子土木事務所が申請人C

の希望に応じて実施することとしたものであるが、銚子土木事務所は、実際の工事が始まる直前の平成11年2月15日ころになって、念のための措置として、本件同意書の文案を作成して同申請人の署名捺印を得た。

上記①ないし③の事実は、平成9年11月ころまでには旧排水管等の設置された場所付近まで申請人らによる埋立てが行われていた事実（乙第32号証の1）、埋立ての障害となるのを避けるための方策として理解し得る旧排水管等の廃止と仮排水管設置の事実、前記第2の1（1）のとおり、その後被申請人が排水管設置のための用地を申請人らから取得した事実、成立に争いのない本件同意書が存在する事実、平成9年11月までには本件谷津地は雑草等が繁茂して利用困難な状態になっていた事実（乙第32号証の1）など、客観的証拠から認められる事実ないし争いのない事実に符合しており、また、これらに沿う参考人Iの供述も、年月の経過等によって記憶が曖昧となったと考えられる部分を除いては、具体的で一貫していることともあいまって、信用性が高いものと認められる。

これに対し、本件同意書が申請人Cの真意ではないとする申請人C本人の供述は、暴力団事務所で銚子市職員と話し合った内容を覚えていないと述べるなど曖昧であり、また、同申請人が平成11年工事に反対していたとの事実も、その理由も証拠上見当たらない上、そもそも銚子市職員がそのような行動を取る理由がなく不自然であることにかんがみ、上記の参考人Iの供述に対比して、採用することができない。

他に、参考人Iの供述等から認められる上記①ないし③の事実の認定を妨げる証拠はない。

ウ 以上の認定判断によれば、申請人らは、平成11年工事について、本件浸透枡からの放流先などの具体的な工事内容を含めて、同意していたものと認められる。

エ 申請人らは、上記のとおり、本件浸透枡からの放流先が現況水路に接続されていなかったこと、被申請人は本件各土地周辺の青道と他の土地との区分が不明確であったことを認識しつつ本件排水を放流したと主張するほか、本件同意書の記載の不備や本件浸透枡からの放流先の土地所有者であるJの同意を得ていないことなど、被申請人の事務処理のずさんさを指摘するが、上記認定のとおり、被申請人が申請人らの同意を得た上で仮排水管等を設置した以上、少なくとも申請人らとの関係においては、被申請人に申請人らが主張するような違法な行為や義務の怠りがあったということとはできない。

(3) 以上(1)及び(2)のとおり、本件排水が本件各土地に流入したことについては、被申請人の違法な行為や排水管の設置管理者としての義務違反が原因であったということとはできないから、申請人らの本件申請は、この点からしても理由がないというべきである。

第4 結論

以上の次第で、申請人らの本件申請は理由がないからいずれも棄却することとし、主文のとおり裁定する。

平成19年3月13日

公害等調整委員会裁定委員会

裁定委員長 平石次郎

裁 定 委 員 堺 宣 道

裁 定 委 員 杉 野 翔 子

(別紙省略)